

発議第2号

伊賀市議会基本条例の一部改正について

伊賀市議会基本条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成30年6月25日提出

提出者 伊賀市議会議員

川上 善幸

市川 岳人

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

福田 香織

北出 忠良

記

伊賀市議会基本条例の一部を改正する条例

伊賀市議会基本条例（平成19年伊賀市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条—第5条」を「第3条—第6条」に、「第6条・第7条」を「第7条・第8条」に、「第8条—第10条の3」を「第9条—第13条」に、「第11条・第12条」を「第14条・第15条」に、「第13条」を「第16条」に、「第14条」を「第17条」に、「第15条—第18条」を「第18条—第21条」に、「第19条—第21条」を「第22条—第24条」に、「第22条・第23条」を「第25条・第26条」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(6) 新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むこと。

第23条を第26条とし、第14条から第22条までを3条ずつ繰り下げ、第13条第2項中「質疑」を「委員長報告への質疑」に改め、同条を第16条とし、第12条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条の3を第13条とし、第10条の2を第12条とし、第10条を第11条とし、第6条

から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(災害時の議会対応)

第6条 議会は、災害時においても、議会機能の維持に努めなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等については、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。